

利根商業高校いじめ防止基本方針

利根沼田学校組合立利根商業高等学校

利根商業高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、次に示すいじめに対する基本認識を共有し未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

【基本認識】

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは大人の気付きにくいところで行われることが多いため、発見しづらい。
- ④ いじめは教職員の生徒観や、指導の在り方が問われる問題である。

2 校内組織

本校は、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談担当教諭、教育相談学年担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、（学級担任）（部顧問）

3 未然防止

いじめ問題において最も未然防止に取り組むことが重要であり、すべての教職員がいじめは、どの学級、学校においても起こり得るという認識を持ち、良好な人間関係及び豊かな心を育て、いじめを生まない環境づくりに取り組む。

- わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。
- 学校行事等を通じて生徒同士が関わる機会を工夫し、認め合える場をつくることにより連帯感、自己有用感を感じられる様に心がける。
- 人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。
- 道徳教育と人権教育を充実させる。
- 体験活動やボランティア活動の機会を設ける。

4 早期発見

いじめは、早期に発見することが、解決につながる。早期発見のために日頃から生徒との信頼関係を構築し、生徒の小さな変化やサインを敏感に察知できるよう努める。また、すべての教職員間で情報を共有するとともに保護者との連携を密にし、生徒の現状を把握する。

- SHRや授業における日常的な生徒観察を行う。
- 定期的なアンケート調査及び個人面談を行う。
- 状況に応じ、教室や部室の巡回を行う。
- スクールカウンセラー、保健室、教育相談及び電話相談窓口等の利用を促す。

5 早期対応

いじめの兆候を発見した場合は、軽視することなく早期の適切な対応に努め、被害生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行うとともに安全を確保し、二次的被害を防止する。同時に、加害生徒に対しいじめは許されない行為であることを理解させ、状況に応じて特別指導を行うなど、解決に向けて「学校いじめ対策委員会」を中心として組織的に対応する（スクールカウンセラー等によるカウンセリング）。また再発防止のため計画的に状況確認を継続する。

【対応の基本的流れ】

対応者 担任、学年主任、学年教諭、生徒指導部、教頭、校長

- (1) いじめ情報の認知
- (2) 正確な実態把握
- (3) 生徒への指導・支援及び保護者との連携
- (4) 事後対応
 - 被害生徒の安全を確保し、心のケアを行うとともにいじめの続かない環境づくりと状況確認を継続する。
 - 加害生徒にいじめは決して許されない行為であることを理解させ、（状況に応じて特別指導）適切な時期に被害生徒に陳謝させ、解決を図る。その後も継続し状況確認を行う。
 - 周囲の生徒に、いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることであると理解させ、周囲に流されず、いじめを許さない集団になれるよう指導する。

6 ネット上いじめの対応

インターネットの特性による危険性を理解した上で、ネットトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を行う。ネットいじめを発見した場合は「いじめ対策委員会」を中心に迅速に調査・確認にあたり、書き込みや画像の削除（場合によっては内容を保存）等の対応を図るとともに、人権侵害や犯罪等、事案によっては警察や専門機関との連携を図る。

7 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに組合・県教育委員会に報告する。

8 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

9 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに組合・県教育委員会に報告するとともに、組合・県教育委員会または学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

10 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取り組み内容を定期的に点検し、改善に努める。

(平成26年3月1日作成)